

令和3年11月18日

厚生労働大臣
後藤 茂之 様

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則

介護職等の公的価格評価検討対象職種への追加要望について

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用者の「その人らしい生活」を支えるために、その家族を含め幅広い支援を行っております。介護保険法における唯一のケアマネジメント専門職として、その重責を認識して努力を重ねてきました。利用者の自立支援に資するケアマネジメントの実践はもちろんのこと、医療・介護連携の促進や、介護保険以外のサービスへの対応、家族介護者の介護離職防止のための相談支援や8050問題などの世帯全体への支援、生活に必要な市町村の独自サービスの開発、災害時の被災者支援、地域福祉の増進など、その役割は年々大きくなっています。

また、公正中立なケアマネジメントに資するため、利用者等が納得できるまで各種の社会資源の提示と説明をし、利用者の自己決定と自立支援の理念に基づいて支援しております。

さらに、近年、ひとり暮らしによる家族機能低下や認知症等に起因する生活課題の顕在化に伴い、入院時のサポートや見守り、介護保険以外の相談支援の機会が増えており、介護支援専門員が必要に迫られて対応するケースも増加しております。

このように、介護支援専門員の業務が拡大している中で、人材の確保は深刻な状況になっております。その一因として業務量と賃金の不均衡は言われてきているところです。業務に見合う処遇の問題が放置されれば、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人員確保、さらに優秀な人材の確保は困難になるのではと危機感を抱いております。

つきましては今般、介護職等の収入増加を目的として公的価格評価検討委員会が設置されると聞き及んでおります。居宅介護支援事業所をはじめ、各種の事業所・施設に勤務する介護支援専門員がより質の高いケアマネジメントができる環境作りが、必要と考えます。

このため、介護職の収入増加に関連して公的価格評価検討が行われるにあたり、介護支援専門員も同評価検討対象職種に加えていただくことを強く要望いたします。

以上